

令和 7 年度（教総委）第 6 0 号多賀町立保育所等給食等調理業務委託仕様書

1. 業務名

令和 7 年度（教総委）第 6 0 号多賀町立保育所等給食等調理業務委託

2. 総則

- (1) 多賀町立保育所等（多賀町立多賀ささゆり保育園、多賀町立大滝たきのみやこども園および多賀町立久徳うぐいすこども園）の給食調理等業務委託事業(以下「本事業」という。)の実施にあたり、受託業者(以下「乙」という。)は、豊富な経験と運営技術を活用し、多賀町(以下「甲」という。)の指示のもと、互いに協調を図りながら甲の業務方針の遂行に努めるものとする。
- (2) 本仕様書は、甲が本事業を実施するにあたり、乙が行う業務の内容及び履行方法について示すものとする。ただし、この仕様書に記載がなき事項は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

3. 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日の 3 年間

4. 履行場所

多賀町大字多賀 1508 番地（多賀町立多賀ささゆり保育園）
多賀町大字富之尾 1586 番地 5（多賀町立大滝たきのみやこども園）
多賀町大字久徳 844 番地 1（多賀町立久徳うぐいすこども園）

5. 業務内容

給食の献立作成、食材調達、調理、配膳、食器洗浄、配茶、調理場等の管理

5. 調理場運用方式

ドライ方式、ドライ運用

6. 業務実施日および時間

- (1)業 務 日 月曜日～金曜日（土曜日の給食提供は、現時点で行わない方針）
- (2)勤務時間 下記の開園時間内とし、業務に支障のない勤務時間とする。
ただし、食材の納品および検収については、適宜対応するものとする。
なお、休憩時間を含め、勤務時間中は常時 1 名以上の業務従事者を駐在させることとする。
(開園時間) 平 日 午前 7 時 30 分～午後 7 時 00 分
- (3)休 日 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日および年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日)とする。

7. 給食対象者および食数

給食対象者は、原則、4. 履行場所に在籍する園児および職員とする。ただし、保護者等の保育参加や実習生、所管課職員の巡回等、必要に応じて給食を提供するものとする。

(1)多賀ささゆり保育園

利用定員 160 人 (2 号:119 人、3 号:41 人)、職員数 40 人程度

(2)大滝たきのみやこども園

利用定員 54 人 (1 号:15 人、2 号:24 人、3 号:15 人)、職員数 15 人程度

(3)久徳うぐいすこども園

利用定員 90 人 (1 号:15 人、2 号:60 人、3 号:15 人)、職員数 20 人程度

ただし、上記の利用定員については変更を行う可能性もあり、令和 7 年度の入所園児数およびクラスの内訳を参考のこと。

令和 7 年度入所園児数およびクラス内訳表

○多賀ささゆり保育園

年齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
クラス数		1	2	2	2	2	3
認定区分	1 号	—	—	—	—	—	—
	2 号	—	—	—	33	35	46
	3 号	5	13	18	—	—	—

○大滝たきのみやこども園

年齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
クラス数		0※	1	1	1	1	1
認定区分	1 号	—	—	—	—	—	—
	2 号	—	—	—	11	11	14
	3 号	1	3	5	—	—	—

※0 歳児クラスは 1 歳児クラスと合同

○久徳うぐいすこども園

年齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
クラス数		—	1	1	1	1	1
認定区分	1 号	—	—	—	4	3	4
	2 号	—	—	—	16	13	20
	3 号	—	6	9	—	—	—

* 入園児の人数は申込状況等により変わるため参考値として取り扱うこと。

(4)認定区分毎の対象給食

	午前間食	昼食	午後間食
1号認定	—	●	—
2号認定	—	●	●
3号認定	●	●	●
職員	—	●	●

(5)その他

ア 園児の状況によりアレルギー食の対応を行う必要があること。

イ 職員の人数に受託者従業員の人数は含んでいない。

8. 食事の提供時間等（目安）

	午前間食	昼食	午後間食
1号認定	—	11:30～12:30	—
2号認定	—	11:30～12:30	15:00～15:30
3号認定	9:30～10:00	11:00～12:00	15:00～15:30
職員	—	11:30～12:00	—

* 園行事等の状況により食事の時間が前後する場合があるため上表は目安とし、実際の提供時間は園と協議し決定するものとする。

9. 業務従事者

乙は、調理業務に従事する者として専門の知識を有し、かつ集団調理業務の実務経験を有する者を配置することに努め、食数に応じて適正に配置すること。調理業務従事者の勤務時間は、本調理業務を適切に実施するのに必要な時間とする。

(1)調理業務従事者のうち、管理栄養士または栄養士資格を有するもの、調理師資格を有するものをそれぞれ1人以上配置すること。

(2)上記の調理業務従事者のうち1人を業務責任者とし、委託者や園との連絡調整を担当すること。また、1人については、それを補佐する業務副責任者とし、業務責任者に事故あるときは、その任に当たらせること。

(3)調理業務従事者を配置した場合、または変更があった際は、委託者および園に遅滞なく届け出ること。

(4)衛生管理、離乳食、乳幼児の食事、食物アレルギー等の本業務執行上必要な知識を持つ人材を配置すること。

(5)業務責任者は、甲が実施する給食献立委員会に出席すること。また、園が実施する打合せや会議等への出席要請があった場合は出席すること。

(6)乙は、業務責任者および業務副責任者から食品衛生責任者および火元責任者を選任すること。